

令和4年度群馬県新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和4年度群馬県新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業協力金（以下「協力金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和4年9月22日付け医政発0922第38号・健発0922第14号・薬生発0922第1号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「国の実施要綱」という。）、「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和4年4月1日付け厚生労働省発医政0401第10号・厚生労働省発健0401第3号・厚生労働省発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知。）及び群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関に対して、接種への取組状況に応じた協力金を給付することにより、ワクチン接種を効果的・効率的に進めることを目的とする。

(協力金の給付及び要件)

第3条 協力金は、国の実施要綱3（21）に基づき、市町村が実施する新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する医療機関に対し給付する。

2 協力金の金額は、別表のとおりとする。

3 交付対象医療機関は、自法人の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(協力金の申請等)

第4条 協力金の給付を受けようとする医療機関は、知事が指定する期日までに実績報告書（様式2）及び請求書（様式3）を知事に提出するものとする。ただし、病院が申請する場合であって別表のⅡの②の申請をする場合には、これに加えて接種体制報告書（様式4）を提出するものとする。

(申請の受付)

第5条 協力金の申請方法や申請受付期間等は、別途知事が定めることとする。

(給付の決定)

第6条 知事は、医療機関から第4条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに協力金の給付を決定するものとし、その決定の内容について、申請をした医療機関に通知するとともに、協力金を給付する。

(協力金の給付等に関する周知等)

第7条 知事は、協力金交付事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請方法、申請受付期間等の事業の概要について、広報その他の方法により医療機関への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、医療機関から申請受付期間内に第4条の規定による申請が行われなかった場合は、給付対象者が協力金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第6条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、群馬県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 知事は、協力金の給付を受けた後に給付要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により協力金の給付を受けた者に対して、給付を行った協力金の返還を命ずる。返還を命じられた者は、当該返還を知事の定める期間内に行わなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 協力金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年7月12日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年9月30日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

(別表)

給付対象者	協力金の支給額
I 新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する診療所	① 週100回以上の接種を令和4年4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、12月・令和5年1月、2・3月のそれぞれの期間中に4週間以上行った場合、週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円。 ② 週150回以上の接種を令和4年4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、12月・令和5年1月、2・3月のそれぞれの期間中に4

	<p>週間以上行った場合、週 150 回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり 3,000 円。</p> <p>③ 50 回以上／日の接種を行った場合、1 日当たり定額で 10 万円。(ただし、①、②の要件を満たさない週に属する日に限る。(同一日に①、②及び③の支援の重複は不可))</p> <p>④ 令和 4 年 10 月以降においては、上記①～③の取組にかかる支援を受ける診療所は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。</p>
<p>II 新型コロナウイルスワクチンの個別接種に協力する病院</p>	<p>① 令和 4 年 11 月までに 50 回以上／日の接種を行った場合、1 日当たり定額で 10 万円。なお、令和 4 年 10 月以降においては、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。</p> <p>② 特別な接種体制を確保した場合（通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合であって、休日、休診日、時間外、平日診療時間内の別を問わない。）であって、50 回以上／日の接種を週 1 日以上達成する週が、令和 4 年 4・5 月、6・7 月、8・9 月、10・11 月、12 月・令和 5 年 1 月、2・3 月のそれぞれの期間中に 4 週間以上ある場合、集団接種会場と同様の扱いとし、以下の支援単価による所要額を追加で交付。</p> <p>医師 1 人 1 時間当たり 7,550 円 看護師等 1 人 1 時間当たり 2,760 円</p>
<p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年 10 月以降においては、I ①または②の協力金の給付を受ける場合、週 100 回（150 回）以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも 1 日は、時間外、夜間または休日（※）にかかる接種体制を用意していること。なお、時間外、夜間または休日の接種への取組については、診療所で接種体制を用意することの他に、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。 令和 4 年 10 月以降においては、I ③または II ①の協力金の給付を受ける場合、50 回以上の接種を行ったその日において、時間外、夜間または休日（※）にかかる接種体制を用意（自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行った場合を含む）していること。 <p>※ 本事業における時間外、夜間及び休日の定義</p> <p>時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間</p> <p>夜間：18 時以降（医療機関の診療時間に関わらない）</p> <p>休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日。なお、1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日、30 日及び 31 日は、休日として取り扱う。加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）</p>	